

22労働協約 第2回3回交渉

会社見解が提示され、議論開始！

「細則・人事」

◆個人の思想・信条の自由を尊重する対応を行うこと

「LGBTをはじめとする思想・信条に対しては、社員個人が尊重することが重要だが、会社として早急に取り組む必要な課題だ」

「勤務」

◆「更衣」時間を勤務したものとみなすこと。

厚労省の「ガイドライン」により、今年7月14日に「フジロードサービス」が労基署から「更衣室での制服の着替え」を労働時間とするように是正勧告を受けた。JR東海の制服への着替えも労働時間ではないのか。

◆労働時間を徹底すること

Jネットユーザー職場から、会社のJネットの出勤時間30分前の立ち上げ容認は、サービス労働を助長しているのではないのか。超勤は自己申告でなく会社として労働時間を管理するべきだ。



職場三大要求の獲得めざして、みんなで議論し、みんなで行動しよう！

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩